

令和7年

議会運営委員会

3月13日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 13 日

午前 11 時 45 分 開会

午後 1 時 12 分 閉会

1. 出席委員

委 員 長	いとう ひろし	副委員長	鈴 木 智 和
委 員	青 木 けんじ	委 員	こんどう のぶお
委 員	近 藤 ひろひで	委 員	武 谷 としお
委 員	林 ゆきひろ	委 員	鵜 飼 貞 雄
議 長	毛 受 明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長補佐	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子
議事担当係長	矢 野 佑 輔		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長	加 藤 健 治	議 事 課 長	深 草 広 治
--------	---------	---------	---------

5. 傍聴議員

岡 島 ゆみこ	中 堀 りゅういち	浅 井 たかお	服 部 龍 一
郷右近 修	三 浦 桂 司	月 岡 修 一	一 色 美智子
堀 内 ち ほ	清 水 義 昭	ふじえ 真理子	

6. 傍聴者

6 名

午前 11 時 45 分開会

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。
議長が出席でありますので、挨拶を願います。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、お疲れさまでございます。

議会運営委員会に提出された請願、1号、2号ということで2件になりますので、慎重審査、よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、請願第1号 議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願を議題といたします。

請願者の後藤様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いいたします。5分たちましたらベルで合図させていただきますので、終了いただくようお願いいたします。

では、始めてください。

○請願者 それでは、請願者の意見陳述をさせていただきます。

私は、退職後、2期8年間、市議を務めさせていただきました。その間、行政には常に問題意識を持って関わってきたつもりです。多くの気づきがありましたが、その1つに進んでいる自治体は首長もさることながら、議会がしっかりしていること、そして、議会がしっかりしているところは多数派の保守が前向き、良心的で、さらに支える議会事務局職員が優秀かつ誠実だという感じを受けました。こういう自治体を視察してきたときは、豊明との差を見せつけられたようで私は打ちのめされたような気分で帰ってきたものです。今回の請願もその格差是正の私なりの取組の1つであるということをまず申し上げておきたいと思います。

この請願、上程時に紹介議員から読み上げられたことと思いますが、再度、内容確認の

ために読み上げさせていただきたいと思います。

議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願書。

請願の趣旨は、議会基本条例が目指す議会を支え得る事務局職員の配置、教育を求めるというものです。

請願の理由、豊明市議会及び議員は、市民の代表として年間約440億円もの予算をはじめ、数多くの条例の制定、改廃、人事案件の承認など、市政運営の重要事項を決定する極めて重い責任を負っています。

一方、長年、行政事務に携わってきた事務局職員は、行政への十分な知識を持たない議員が多い中、各議員がそれぞれの事案をしっかりと理解し、適切な判断をするよう、あくまでも黒子であり、縁の下の力持ちであるという立場をわきまえつつ、サポートする義務があります。その場合、議員の行動原理となるべき憲法をはじめ、地方自治法、議会基本条例等を正しく解釈し、それらの趣旨を体現するよう行動する義務があることは言うまでもありません。

しかしながら、現実には、職員の、失礼ながら、勉強不足、それを一因とする越権的行為、市長部局への忖度、癒着、議員、市民に対する中立性の欠如、さらには議員の行為への干渉等々が度々あり、その背景には職員のいわゆる公務員的気質だけではなく、現市長によってゆがめられつつある豊明市役所の組織風土もあると考えざるを得ません。

以上の観点から以下の事項への誠実な取組を求めます。

1、基本条例が目指す健全な議会を支え得る事務局職員を配置し、育成すること。

2、行政に無理解な、ちょっと失礼ですみません、議員も立場をわきまえ、指導ではなく、サポートさせること、事務局職員にサポートさせること。

二元代表制の一方の当事者として市長部局への忖度、癒着を慎ませること。

各議員に対して、その政治的立場にかかわらず、中立を堅持させること。

各議員の政治姿勢、主張、人間関係等に職員の干渉を許さないこと。

公務員としてあらゆる市民の権利を尊重し、公正公平に対応させること。

以上ですが、大変厳しい、しかし、的確な指摘をさせていただいていると思っております。不快に感じる方もお見えになるかと思いますが、そこは耐えていただいて誠実な審査をお願いいたします。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足の説明が、申出がありましたので、紹介議員席にて御移動し、説明を願います。

林 ゆきひろ委員、お願いします。

○林 ゆきひろ委員 それでは、請願第1号、補足説明として私自身のちょっと思いも少し述べさせていただきたいかなというふうに思います。

私自身は、議会の一員であって議員という立場でありますので、やはり事務局からのサポートが必要なときももちろんありますし、逆に事務局職員を教育する立場の1人なのかなというふうにも思っております。

こうした意見、今回請願にあります意見、かなりきつい言葉で書かれているなというふうに私も思うんですけども、やはり議会としてこれは真摯に受け止めるべきなのではないかなというふうに思います。

この基礎教育と中立の確保という観点で考えますと、例えば先日行われた政治倫理審査会において、局長が「及び」は何々と何々といった読替えは聞いたことがないというふうに言っていましたけども、その後、県の法規担当者に確認をしたら、「及び」は〇〇プラス〇〇というふうに読むというふうに言っていました。局長は知らなかったということかもしれませんが、こういった発言によってその場の決定だったとか雰囲気に影響を及ぼすという意識を持って職務に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、特にこの事務局職員を教育、指導する立場である議長についても、議会基本条例にある開かれた議会を目指し、公平中立な立場で民主的な議会運営を行うということで、そういった観点で事務局職員の教育をしていただきたいなと思うんですけども、例えば2月の全員協議会において配付されました議会の個人情報保護の条例についても、私は持ち帰りで一回調べたいというふうに申し上げたんですけども、調べさせてもくれず、採決でもうその場で決めてしまいました。そういった運用もされておりました。

また、これも会派会議において予算委員会の資料を早めに資料請求をして、前日に配るようにしてほしいというふうに言ったんですけども、それも当局に確認もせずに、確認したということも全然回答もないんですけども、そういったこともせずに、先日、要求する資料を精査して、それから極力早めに正規の手続をとったような、そういう非常に当局寄りの連絡、通知が届きました。よく申合せ事項を遵守するようにということを言われるんですけども、全員協議会等を非公開にすることや一般質問を短くすることなど、そもそも議会基本条例に反した決定を数の力でやっているというような現状もあります。なので、本来の議会事務局の職務である議会基本条例、それから、自治法に従って各議員の活動を補佐し、議員の調査研究、それから、政策立案の支援をするという本来の職務に変えてしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

そういった思いで紹介議員として名前を書かせていただきました。ぜひ審査のほうをお

願います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまでした。

本請願について当局より状況等で説明できることがあれば、願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健治君） では、お伝えしたいと思います。

請願書の中ほど、下のところ、「しかしながら」のところなんですけども、こちらとしては、「しかしながら」の右のほう、越権的行為というのは何をもって越権的行為なのかはちょっと解釈によるんですけども、なかったというふうに認識をしております。

市長部局への付度、癒着、これも全くないというふうに理解してます。

議員、市民に対する中立性の欠如というふうに書いてありますけども、これは何をもって中立性の欠如というのかがちょっと難しいところがありますけども、解釈上の問題がありますが、これもないというふうに認識しています。

あと、議員の行為への干渉、これも何をもって干渉というのか、非常に解釈の問題ですけども、これもないというふうに理解をしております。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

当局、あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 まず最初に、初めに、今回、議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願をまず出された、それに至った理由、背景は何でしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 今、局長の発言を聞いて私は愕然とするわけですけども、こういったことに何も思い至ることがないというのは、いかに鈍感に日頃仕事をしていることかなというふうに思います。そして、また、もっと言えば、ひょっとして理解する力がないのかなというふうに言わざるを得ません。

そのことはいずれ明らかになると思いますが、まず、今御質問のあった今回出した理由と背景、これは私は議員として8年、そして、市民としてその後2年ですか、この議会にしょっちゅう出入りして関わってきました。その中でここに書いたようなことをずっと感じながら議員の職務を行い、そして、市民としても議会と対応してきました。そういう中で感じたことです。

それで、それでは抽象的ですので、一例を挙げますと、例えば政治倫理審査会への審査

請求を出したときに、これ、いっぱい問題があるんですけど、全部言っとったら切りがないので、簡単な分かりやすいことからいうと、まず審査請求書を持ってきたときに局長と課長が出てきて受け付けできないと。預かりにしてくれということでした。そういう文書が来たときには、まず受け付けをするべきなんですね。それで、受理するかどうかは、条例でもちゃんと審査をして、議長が受理、不受理を決定するとありますので、受け付けをするのは当然のことですけども、それを預かりにしてくれと言った理由は担当者がいないから、局長と課長が出てきて、担当者がいないと書類の受け付けができるかできないのかの判断もできない。いろいろやり取りの結果、預かりとなりました。

それで、一般のもし企業とか商店とかだったら、預かりで私たちは帰りましたので、その日のうちか翌日か、担当者が帰ってきたら確認をして、受け付けをするとしたら受け付けすることになりましたよという電話1本でも入れるとか、そういった連絡をするのは当たり前ですけども、何もない。1週間ぐらいたってから来たら、そのときには受け付けてもらえました。客との間のやり取りでそういうような問題があった場合に、一般の人、例えば、私、本屋へよく行って本を注文しますけども、その本があるかないかというのはすぐ後で電話がかかってきますよ、予約するとね。そういう後のフォローが全くない、それを局長とか、課長とか、そういう人がそんな判断もできないというのは非常に不誠実というか、判断ができないということは能力もないのか、私は非常に腹立たしい思いをしました。

この審査請求に関しては、その後もいっぱいありましたので、もし必要があれば後でまた申し上げますけれども、そのことと、もう一つは、先ほど紹介議員も申し上げましたけれども、政治倫理審査会の進行に関する事、これは後でこのことについての請願も出ておりますけれども、この進め方も政治倫理条例とか、議会基本条例とか、もっと根本的なことを言えば、憲法とかに全く反する、とんでもない進め方をしているわけで、議員にももちろん基本的な責任はありますが、その議員をサポートする事務局職員がそういう判断力を持たないということは非常に問題だというふうに考えます。

ほかにいっぱいありますが、時間が長くなりますので、この程度にしておきます。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これは議会事務局職員についての請願です。事務局職員の立場とか役割についてはどのようなものと認識をしていますか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 これは議会事務局職員にあんたたちはどういう立場で仕事をやってますかと本当は聞いてほしいようなことです。公務員のことを一般にパブリックサーバントと言いますが、事務局職員も当然パブリックサーバントであり、議会事務局職員として働くときは議会に対するサーバントなんですね。サーバントって、皆さん、どういう意味だと思いますか。サーバント、先生でもないし、使用者でもないですよ。これ、辞書とかを引いてみると、召使、使用人、奉仕者というようなこと、下僕ではなくて、僕というのは要するに下に立つ者という意味ですが、というようなことも書いてあります。議会事務局職員は議員の下にいて、議員が能力を発揮できるように、越権行為やそういうことにならないように陰ながらサポートする。これが職員の役割なんですね。これは各議員に配られた議員必携にも黒字に徹して縁の下の方持ちに徹すること、徹することということまで明確に書いてあります。たまたまあれでしたら後で見てください。私から見ると、そんなふうになっているとはとても見えない。

分かりやすい例で言います。若い人が議員になってくると、議会事務局の職員が誰々君って呼んでるんですね。隣の紹介議員の林 ゆきひろ議員も林君とかいって呼ばれてました。議会事務局職員からいったら議員は自分の上司ですよ、上司。議会事務局へ出向してくる前に、市長部局で、おい、小浮君って言ったこと、ありますか。局長、小浮君と呼んだこと、ありますか。土屋君と呼んだこと、ありますか。それと同じことですよ、これ。議員に対して誰々君、議員は若かろうが年が行っていようが何期やろうがみんな平等なんです。男であろうが女であろうがお互いにお互いを尊重しなあかんわけです。誰々議員と呼び合わないかん。議員同士でもそうだし、まして、議会事務局職員、召使である議会事務局職員は、誰々議員とか、せめて誰々さんとか呼ぶのは当たり前のことですよ。誰々君というのはどういうことですか、これ。ぜひ市長のところへ行って小浮君、副市長のところへ行って土屋君と呼んできてください。議員を君と呼ぶのはそれからにしてくださいというのが私の言いたいことです。

(発言をよろしいですかの声あり)

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 発言を認めます。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 小浮市長も土屋副市長も君と呼んだことはございません。もちろん議員の方々も皆さん何々議員、もしくは何々さんというふうに呼んでいます。議会事務局職員全員、そうしています。そういうふうな記憶しかありません。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 後藤様。

○請願者 ありませんと言っていますが、私がさっき言ったように、議員８年と、それから、市民になって２年、この１０年間ずっと見てきたことで感じたことをここでは言っているというふうに言ってますので、今の議会事務局長はないかもしれませんが、ないかもしれませんが、よくあることです。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 請願理由の上から１１行目に職員の勉強不足とあります。どのような勉強が足りないということでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 豊明市……。様でなくて、さんでいいですけど。

豊明市というか、行政というのは市民が幸せに暮らせるようにする仕事をするこңですよね。幸せって、皆さん、市民の幸せって何だと思ひますか。考へたこңありますか。これは行政の視点からいへば、市民の人権を尊重する。人権ができる限り尊重されるような、そういう地域をつくっていくという、そういうこңだと思ひうんですね。人権という場合に、これ、何か法学入門の講義みたいで大変おこがましいですけども、人権というのは古典的には職業選択の自由とか、婚姻の自由とか、学問の自由とかがありました。それが社会的人権、要するにこれは福祉行政の基本になる考へだと思ひますけれども、社会的人権というものが、生存権が言われるようになった。その後、公害とかなんかが起きて環境権というこңが言われるようになった。さらに、しばらく前からプライバシーだとか、それから、知る権利だとか、そういうこңが言われるようになりました。だんだん人権というものの概念も広がってきておって、それをきちんと市民に保障するようにするために働くのが市の職員であり、議員であるんですね。

私は、そういうこңについて、これまでの中で職員が理解してないなというふうにおわざるを得ないこңが度々ありました。今回の政治倫理審査会の件もそうですが、これは後でまた請願がありますので、その中でありましてけれども、プライバシー、大事なこңですよ。知る権利も大事なこңだと。両方をよう考へて両立するようにやっていかなきゃいけないのに、プライバシーだからといって全部非公開にしてしまうという物すごく乱暴な、知る権利に対する認識が全くない、つまり憲法意識が全くない。それが議員の皆さんも失礼ながらそうですし、それを事務局職員がこれはまずいですよと言っただけの見識もないというこңを感じております。

さらに細かいこңを言えば、先ほどの審査請求を出したときに、これはいつ頃、受理さ

れますか、どのくらいですかと。選挙管理委員会で二百何名の住民の選挙人名簿との照合があるのでということでしたので、そんなのは2日か3日あれば十分できることだと思うので、どのくらいですか。1週間後とか10日後とかというふうに答えてもらえるかなと思ったら、どれだけかかるか分からない、選挙委員会に聞いてと言っても聞いてくれない、さらに局長から出た言葉ですけど、1か月ぐらいかかるかもしれないという無責任な回答でした。

皆さん、行政手続法って知ってますか、行政手続法。何でその法ができたか。行政が一定の期限内になかなか事をしないので、もう期限を定めて守らせようということで行政手続法という法ができたんです。また知らない方は後で見てください。さらに、これは自治体でも、豊明市でも行政手続条例というのもできておるんですね。そういうものが定められた背景からいうと、自治体というものは物事をできるだけ迅速に処理して行う、その期限を示す。何日とまで言えなくても、およそどのくらいとか、それは示さなければならないということは今の常識ですよ。それをどれだけかかるか分からない。分からない理由は選管がどれだけかかるか分からない。聞けばいいのに聞かない。1か月ぐらいかかるかもしれないとかといったもう本当に窓口の、そう言っでは失礼ですが、一般職員の全く常識のない職員の対応、接客と同じです。

それから、受け付けをしないというのも、これ、文書規程って皆さんは知らないんですかね。私、一般質問でも文書規程のことは言ったことがありますけど、役所が文書を収受したら受け付けするんですよ、それはちゃんと。文書規程、これ、訓令と書いてありますが、訓令ということは市長の命令ですよ。その受け付けするということもできない。するかしないか分からないなら、そのときはいいけど、後での連絡もしないで放っておく。最低レベルの職員の対応です。それを局長や課長がやっている。大変なことだと私は思います。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 真ん中辺から下の同じく11行目になります。越権的行為とありますが、これはどのような行為を指しているんでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） これは後藤様のほうに質問でいいですかね。

（はいの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃ、答弁のほうを後藤様、お願いします。

○請願者 これもいろいろありますけれども、典型的な分かりやすいことを言うと、この

前、審査会のときに委員から署名は何人ありましたかという質問が出ました。そのことに対して局長が署名の人数は言えないって言って答弁しているんですね。皆さん、国会中継をよく見ておられると思いますけど、国会のお役人さんたちがいつも書類を持って行ったり来たりしてますよね。物すごく高級官僚の偉い人たちだと思いますよ。それでもその人たちが国会議員に代わって答弁するなんていうようなこと、ありますか。議会事務局長がいかに関心があるかと思っているという、ちょっと失礼な言い方ですけど、証拠だと思いますよ。そこで堂々と自分が署名人数を言えない、言えないかどうか、そんなことを局長が決めていいんですかね。答弁していいんですかね。例えばそういうことです。まだほかにもありますが、時間が長くなりますから、たまたまあれば後で申し上げます。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） ちょっと事実誤認があるというふうに感じたので、手を挙げさせてもらいました。署名の人数につきましては、会議の流れの中で委員長から指示を受け、署名の人数をお伝えしました。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 後藤様。

○請願者 私が申し上げたのは、その前に私が今申し上げたようなことがあったということです。その後、言うように指示があって、指示があればそれは発言してもいいですよ。そういうことです。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

こんどう委員、質問は請願者のほうにですかね。

○こんどうのぶお委員 はい、請願者のほうです。

同じく、ここの一番最後、市長部局への付度、癒着とありますが、これはどのようなことでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 簡潔に述べますが、これは今の議会事務局職員の人の中ではいなかった人もいますけれども、以前に選挙管理委員を女性1名、男性3名で事前に了解してほしいということが会派会議にかけられました。それで、我々は男女共同参画社会で女性2名、男性2名とするのが当たり前なので、それは賛成しないと言ったら、何か全国的にも例がないらしくて、反対者が出ると選挙をやらなきゃいけなくなって、選挙は誰から選んでもいいようなことになっちゃう、大変だということで、議会事務局も右往左往しながら議長

会に聞いたりしてやったんですけど、そのときに私はもうお聞きしましたけれども、私たち、反対すると言った者だけをのけて、それで、ほかの人たちを集めて、そこで議会事務局が、これは私の見方、うがった見方かもしれませんが、そこで、言ってみれば、指導ないしはお願いをしていたというふうに思います。

それはなぜそう思ったかという、結果的に当局側が示してきた女性をわざわざのけて、我々が提案というか、考えていた女性だけが通って、結果的にやっぱり男性3名、女性1名ということになりました。そういうようなことが行われたということがあります。これが一番ちょっと衝撃的なことでしたね。

それから、前の局長に聞いたことがありますけど、幹部会に議会事務局長が出ていると聞きました。これ、もし間違っていたらまた後で反論してもらえばいいですが、幹部会というのは市長部局の議会に対してどういう議案を出していくかとか、そこでどういうことを訴えていくかみたいなこと、言ってみれば市長部局側の戦略会議なんですよ、これ。そのところへ二元代表制の下でも一方の議会の言ってみれば事務局レベルのトップ、さっきの言葉でいうと、ちょっと使用人頭みたいなことになっちゃって申し訳ないんですけど、事務局トップですよ。市の待遇としては部長級の扱いになっているわけですから、市の職員としては相当な地位にある者が二元代表制の下で議会から堂々と出て行って、そこで何を話しているか、何を聞いているのか知りませんが、こういうのを癒着と言うんじゃないですかね。私はそう思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方にお聞きします。

議員、市民に対する中立性の欠如、12行目ですね。これはどのような点で中立性を欠いているのでしょうか。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 これは議員をやっていれば、多数派の人はあまり感じないかもしれないけれども、やはり多数派の立場に立った行動を取っていると。例えば先日の政治倫理審査会でも、多数派の人はどうも審査請求書を見たみたいで、見たとしか思えないような質問をしておられました。一般の議員の方には審査請求書の表だけが配られて、あとは何も配られていないという、そういう状態で、そういうことがありました。なので、事務局は多数派とはある意味で少数派には見せないものも見せたりとかというようなことをやっておられるのではないかなというふうに考えざるを得ません。

それから、市民に対する中立性の欠如というのが書いてありますが、この市民は先ほど私が審査請求を持ってきたときに受けた、言ってみれば嫌がらせ、今度条例が通るとあればハラスメントになるから気をつけたほうがいいと思うんですけど、を受けました。これは何かというと、市民でも市に対していろいろ批判的なことを言う人、市民の中にはいろんな人がいるので、批判的なことを言う人もいるわけですよ。暴力を振るったりなんかしたらいかんけど、批判的なことを言うのはそれは市民の自由ですので、そういう人を差別的に扱ってはいけない、嫌がらせをしてはいけない、そういう意味で中立的、公平な対応ができてないというふうに私は感じましたので、このように書きました。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 請願者の方にお聞きします。

12行目の最後のところに議員の行為への干渉とあります。この点についてお聞きします。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 議員の議会での発言の内容について、そんなことは言わんほうがいいよとか、それから、会報の内容でこういうことは書いたらよくないよとか、やめたほうがいいよとか、さらにはその議員の交友関係にまで及んで、誰々さんとは付き合わないほうがいいんじゃないみたいなことを、公には言っていないと思いますよ、公には。だけど、日常の会話の中でそういうことを議会事務局職員が必ずしも、私の聞いたところによると、必ずしも、先ほど局長やら課長やら管理職のことばかり言いましたけども、そうでない人からもそういう発言が出ている。そこまでもう議会事務局の中でそういう意識が蔓延しているというふうに思います。忠告のつもりかもしれないけど、これこそ干渉ですよ、これはね。ということを申し上げます。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 これも請願者の方にお聞きします。

最後の質問になります。今までお聞きした事務局職員の問題行動の背景に、市長によってゆがめられつつある豊明市役所の組織風土にもあるとの御指摘ですが、これは具体的などのようなことなのでしょう。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

後藤様。

○請願者 議会事務局の職員は市長部局から出向で来ている人が多いので、市長部局のことがこの議会に大いに関係があるので、あえて市長部局のことを書きました。

今の小浮市政の特徴、大変問題な点が幾つかありますが、1つは、批判する者を徹底的に敵視して攻撃するということだと思います。それは皆さん、議場へ出てたら、大きな声でやじを飛ばしてますよね。あれだけ見ても分かると思います。

それから、議員の意見に対して、議員、先ほど言いましたように、市民の中にはいろんな考え方の人がいるので、気に入らない人の考えもちゃんと聞いて、それは攻撃するんじゃないくて分かるように説明をする。もしまずいと思ったら、それは改めますというふうにちゃんと真摯に答えなきゃいけないと思うんですね。それをとにかく自分が全て善である。ちょっとでもそれを批判する者は、これ、少数派の人たちだけじゃなくて、多数派の人たちの中にもちょっと気に入らないことを言ったら市長から攻められていた人もいましたけれども、そういうところが私は非常に問題だなと。非常に批判者敵視。

これ、こんなところで本当は言わんほうがいいですけど、市長が私が議員のときにやられたのは、私が批判的な発言をし、会報に書いたことで、警察に刑事告訴の相談に行かれた。これ、市長、裁判でもそうやって主張されてますので間違いはないですけど、2回、市として行ったそうです。警察力、使いますかね。なかなかそこでうまくいかなかったのかどうか知りませんが、今度は裁判所から私のところへ通知が来まして裁判になりました。自分は法に詳しいからこんなのは簡単にひねり潰せると思ったのかもしれませんが、私も私なりの自尊心がありましたので、弁護士なしで本人訴訟で対抗して、結局、2審で最終的に市長の敗訴が決まって、自信があるんだったら最高裁まで行けばいいのに、それでおしまいということになりました。言いたいのは、警察力や司法の力を使ってまで批判者を攻撃しようと、そういうところ、これは民主主義と全く相反する姿勢です。これが1点、今の市政の特徴の1つ。

それから、もう一点は隠蔽体質、公開請求を皆さんはやったことがあるかどうか分かりませんが、私、公開請求して、いつもそこらじゅうが黒塗りで出てきます。ひどいなと思ったのは、公園の問題を扱ったときに公園のスケジュール表、何月に草刈りをするとか、何月に剪定をするとかという草刈り表、A4のこんな紙で全部真っ黒、何月とか作業名は書いてありましたが、全部真っ黒、これ、企業秘密だそうです。これは業者に指導してでも公開させるべきだと思うんですけど、そんなふうにそう簡単に情報は出てきません。隠蔽されてます。

それから、幹部会報告、私、いつも幹部会報告を公開請求して見てるんですが、幹部会でどういう話をしとるかなと思って。その幹部会報告もそこらじゅうが黒塗りであった

ので、審査会に申立てをしました。3分の2ぐらいがこれは非公開にしてはいけない、公開すべきだという決定が出ました。そういうようなことがあっても、その後も幹部会の公開請求をすると、もうあっちこっち、こんなことまで黒く塗るかいと思うようなところが黒く塗ったまま出てきております。

それから、もっとひどいのは、豊明市で税の誤りとかがあって、豊明市、記事が全然載りませんよね。長久手とか、東郷とか、あっちのほうは5件とか、よくこんな小さいやつまで新聞に発表して載せるなと思うようなまでやってあります。幹部会報告を見たら、市長が言われたのは、公開することより大事なことは当事者にきちんと対応することだというふうに市長が挨拶の中で言っておられたという記録を読んだことがあります。当事者に親身に対応するのは当たり前のことですよ、こっちの役所側の失敗なんだから。暗に表へ出すなというふうに言っているのかなと、これは私の感想ですが、そんなふうに思いました。最近でも、漏れ聞くところにおいて税のミスはあるそうです。だけど、新聞に載ったのを見たことはありません。そうでないことは、県下で初めてだとか、いろんなことがしょっちゅう、こんなまで記事になるかと思うようなのが載ってますけれども、載っておりません。

それから、体育館の使用料が何か間違っと思ったんですかね。相当な期間、相当な件数が間違っと思ったみたいで、これは全協には報告があったようですけれども、何で新聞に載せないんでしょうかね、ちゃんと公表して。そういうことも市民は知る権利があるし、市長は知らせる義務があると思うんです。

今、幾つか具体例を言いましたけれども、そういう隠蔽体質、批判者攻撃、隠蔽、いずれも一番大事な民主主義に反する行為です。大事なのはこれからですが、そういうのを見て職員がこれでいいんだということになってきちゃった、最近。そういう市長部局から議会に来る。議会の職員も市長がそうやってやっているのを見れば影響を受けますよ。トップがそういうことをやってるんだから。そういう背景に私はそういう組織風土がある。議会の局長は部下にそういうふうにならないようにちゃんと指導していただきたいと思いますし、任命権者である議長は、特に任命権者ですので、職員の教育をしっかりしていただかなきゃ困ると思うんですね。

そういうことで、豊明市役所のそういう組織風土があると、そういう指摘をいたしました。

以上です。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 御苦労さまです。

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○議会運営委員長(いとうひろし議員) では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

紹介議員の林議員は委員の席に移動願います。

それでは、討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願第1号 議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。

これまでの質疑の中で感じたことは、議会事務局職員がいかに重要な役割を果たす立場にいるかということです。それにもかかわらず、我々議員に対しては、行政の実務経験が長くて詳しかったり、若い議員に対しては年が上だったりするようなことで、我々よりも優位的な立場で誘導的というか、押しつけがましいというか、黒子としてのサポートの域を超える指導のようなものがあったということを改めて感じさせられました。

我々議員も行政のことがよく理解できておらず、もっともっと頑張らなければいけません、多くの市民の代表としてこの議会に出ているわけであります。事務局職員には市長部局の意向に沿うよう誘導しようとするのではなく、各議員がそれぞれの立場、それぞれの政治姿勢で自立的に活動できるように、サーバントとしての事務局の役割を自覚しながらサポートしていただきたいと思います。

市役所全体の組織風土など、真剣に考えるべき問題もありますので、詳しくは本会議でさらに詰めた討論をしたいと思います。

以上で終わります。

○議会運営委員長(いとうひろし議員) 御苦労さまです。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員 議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願書につきまして、不採択の立場で討論をさせていただきます。

今、いろいろと御説明いただきましたが、私自身、拝見してまして、そのように感じたことはございません。様々な案件につきましても適正な対応をいただいていると思いますので、不採択とさせていただきます。

以上です。

○議会運営委員長(いとうひろし議員) ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 議会事務局職員の基礎教育と中立性確保等を求める請願書につきまして

て、不採択の立場で発言をしたいと思います。

私も議員になってまだ2年目なので、勉強不足、御指摘のとおり勉強不足は重々感じております。それに伴って議会事務局さんのほうにいろいろ相談をしたりとか、適切な助言を求めたところ、しっかりと御回答いただいておりますので、勉強不足とか、中立性とかいうところに関しては私は考えておりませんので、不採択とさせていただきたいと思います。

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終わり、採決に入ります。

請願第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

ここで、請願者に交代を願うために暫時休憩といたしますが、昼食の時間が過ぎておりますけども、このまま請願の審議を続けてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員） じゃ、暫時休憩で。

午後零時31分休憩

午後零時35分再開

○議会運営委員長（いとうひろし議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、請願第2号 いとうひろし議員の公選法違反の疑いに関する政治倫理審査会審査のやり直しを求める請願を議題といたします。

私、いとうひろしは、豊明市議会条例第17条の規定により除斥の対象となりますので、これで退席をいたします。

（委員長退席をなす）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 委員長が除斥により不在となりましたので、私が議事の進行を務めさせていただきますが、何分にも不慣れでありますので、格段の御協力をお願いいたします。

請願者の加藤様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いい

たします。5分たちましたらベルで合図させていただきますので、終了いただくようお願いいたします。

それでは、始めてください。

加藤利幸様。

○請願者 よろしくをお願いします。

さて、1月30日に行われました審査会で今後の審査会は非公開とすると決定し、2月13日の審査会は秘密会として審議されました。しかし、1月30日の審査会で全ての議員の手に既に渡してあるはずの資料が配付されていないことが確認されました。不思議なことで、二、三名の議員だけはどうも配付されている資料の内容が分かっているようでありましたが、ほかの議員は全く理解されていないように感じました。当たり前です。資料も見えないんですから。議会事務局はなぜ資料を全議員に前もって渡していなかったのか。どの会議でも全ての議員に資料を渡すでしょう。目を通していなくては自分の考えを一言も述べることはできないはずですよ。議員の資格が全くないんです。

ましてや、今回の問題は、市民の生活、命がかかっているんです。資料配付をしなかったのは、議会事務局職員も職務怠慢で、職務違反ではないでしょうか。

また、議員には、周りの議員の圧力に屈することなく、勇気を持って自分の考えを述べていかななくてはなりません。それが議員のあるべきプライドでもあるわけです。

私は学生時代にディベートを経験してまいりました。ディベートマッチも経験しました。全て英語で討論しますのでかなりきついものでありましたが、英語よりもさらにきつかったのは、資料集めとその理解と自分の考えをまとめることです。しかし、資料を見ず、内容も理解せずに、賛否を問われたときには挙手をするという実態を見たときには全く理解できず、あきれてしまいました。誰かの圧力が働いたのではないかなと思います。または議員全員が仲よしグループでよし、仲間をかばうことが正しいと思っているんですか。

プライバシーの問題についても理解できません。2月6日に裁判所に傍聴に行つてまいりました。自由に傍聴できます。百歩譲ったとしても、この問題の関係者を名前を黒く塗ったり、AだとかBだとかいった表記にするなど、そういうことが可能だということも検討されたことがないんですか。私たちにはなぜ秘密会としてまでもひた隠しにするのか理解できません。議会基本条例の第3条にあるように、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会とありますが、これに違反してるんじゃないですか。

また、議会議員政治倫理条例の第4条、政治倫理基準第1項にある議員は品位及び名誉を損なう行為を慎みとありますが、それを守っていかななくてはなりません。しかし、実態

は議員たる自身の保身と利益だけしか考えていないのではないかなと思わざるを得ません。

議員がまちの中に立てている選挙看板を見て不思議なことがあります。それは数人の選挙看板のキャッチコピーが全く同じであること。豊明のために云々というコピー、当の議員さんには声が届いていないと思いますが、私は、誰か声の大きな人の言うがままに従う、1人の議員としての目的や意見を持たない、つまり自分のアイデンティティーがないのではないのでしょうか、そんな声をよく耳にします。

以上述べたことを踏まえ、いとうひろし議員の公選法違反に関する政治倫理審査会のやり直しを求めます。

今、豊明市議会基本条例、豊明市議会議員政治倫理条例の改悪の動きがあるようなことが耳に入ってきます。断じてそのようなことがないように、そして、石破総理が機会あるごとに石橋湛山の言葉を引用していますが、その中に、指導者、リーダーは他人の声に耳を傾けなくてはならないと言っています。権力を持っている議員は、それを持たない市民を守っていかなくてはならないんです。私たち、皆さん議員個々の考えや姿勢、取り組み方を市民に報告してまいります。

先日開催されました議会報告会で、委員会報告終了後、グループに分かれて意見交換が始まりました。しかし、その間に1人の市民の方が怒って帰られましたが、私はその方の言っていた意見は正しいと思いました。市民を決して甘く見てはなりません。この問題の一方の市民である関係者の生活や命がかかっていることを認識し、先日の結果の見直しを求めます。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 加藤様、お時間です。

○請願者 以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされていましたが、補足説明の申出がありましたので、紹介議員席に移動し、説明をお願いします。

林 ゆきひろ議員。

○林 ゆきひろ委員 それでは、紹介議員から補足説明をさせていただきます。

今回、先日行われました政治倫理審査会についての請願でありますけども、私自身も委員の1人として参加していて、おかしいというふうに思うところが幾つかありました。

まず、政治倫理条例においては、まず、原則公開というふうになっております。第三者のプライバシー保護等のため非公開とできるというふうにあるんですけども、請願内容がプライバシー満載というような発言で、該当する第三者に対してプライバシーかどうか

確認をせず、3分の2以上の合意でもって非公開という形になってしまいました。

そもそもこの請求内容、プライバシー満載ということですが、裁判記録で記載されている内容であって、裁判所に行けば誰でも閲覧できる、そういう公開された内容であります。仮にそこに記載されている第三者の方が秘密にしてほしいというような申出があった場合でも、その方が特定される部分だけ黒塗りにすれば、先ほど請願者もおっしゃっていましたけども、Aとか、Bとか、そういう形にすれば十分議論、審議できるものでもありますし、そういった努力、検討もせずに、多くの署名された方、そして、傍聴に来ている方、市民の知る権利をないがしろにした運営をされていました。このことはまさに議会基本条例の第3条にあります開かれた議会及び市民参加を不断に推進する議会を目指すということに大きく逸脱した運営であります。

また、傍聴された方から、その後、申入れ書を提出されたということで、こちらにおいても条例上規定されていないとか、今ある資料で十分というようなことで、申入れ書を委員にも配付をせずに、市民に耳を傾けることなく、それも賛成多数で取り扱わないことに決してしまいました。しかも、この申入れの部分は議会基本条例の第三者のプライバシー保護のための非公開とは全く関係がないのにもかかわらず、条例に当てはまっていないのに公開もせずに消してしまっています。このことも政治倫理条例に違反をし、違法な決定であります。

請願者の言うとおり、議会基本条例や政治倫理条例に違反した決定ですので……。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 林議員に申し上げます。プライバシーの非公開の部分もあるので、発言にはお気をつけください。

○林 ゆきひろ委員 はい。

プライバシー保護とは関係ない部分だと思いますので、そういった決定をしておりますので、そのような決定は無効であり、再審査することは妥当だと考えております。この請願を採択していただいて、政治倫理審査会の再審査をしていただくようにお願いします。

紹介議員からは以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 事務局職員としては、特に申し述べることはございません。

以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） では、当局、あるいは請願者への質疑のある方は

挙手を願います。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 まず、事務局にお聞きします。

この請願に対して署名があったと聞いていますが、何名ありましたでしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） 記憶ですが、たしか248名だったと思います。

以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 248名ではなくて、この請願ですよ。この請願に対しての署名があったと聞いているんですけど、それは何名でしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁できますか。

加藤局長。

○議会事務局長（加藤健治君） この請願ですか。これですね。ごめんなさい、すみません、きちんとした数字が今ちょっとないということで、申し訳ございません。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方にお聞きします。

請願理由の3から5行目に憲法上の権利としてプライバシー保護と知る権利が上げられていますが、これは憲法のどこに規定されているのでしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 これは憲法のどこにということではなくて、これは憲法の本質というものは当然分かって見えますよね。プライバシーの保護をしなきゃいけないだとか、国民が知る権利があるだとか、そういったものは。これは憲法の基本原則ですよ。あるいは、基本倫理ですよ。これをやっぱりバランスを取りながらやっていくというのが、これが本来の姿じゃないですか。ましてや皆さんが、豊明の議員さんがみんな集まって決められたこの基本条例だとか政治倫理条例、この中にもプライバシー云々という項目がありますよ。当然、憲法に従って皆さんがつくられたものだと思ってますけど、これは当然な基本原理です、憲法の。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者にお尋ねします。

同じく7行目に議会基本条例にも反すると主張されていますが、具体的にどの条項に反するとお考えでしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 これ、私も資料を持ってきたんですけど、皆さんがつくられた。これをしっかり見てください。自分たちでつくったんでしょう。そんな質問をするのはおかしいですよ。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者にお聞きします。

6行目の知る権利を尊重するための努力を怠ったとありますが、これは具体的にどのような努力を怠ったということになるのでしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 申し上げたように、林議員も今おっしゃられたんですけど、やっぱりどうしても申入れ書に沿うことができるかということをお皆さんは考えられましたか。例えば黒塗りにするだとか、プライバシーに反するようなことが心配であれば、あるいはAさん、Bさんとか、そういう表記の仕方もあるでしょう。そういうことを皆さんは検討されましたか。請願者の意図に少しでも答えようという姿勢を考えてほしいなと思います。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方にお尋ねします。

市民有志からの申入れ書というのがありまして、議論はおろか、資料配付さえせず、無視したとありますが、申入れ書には何が書いてあったのでしょうか。申入れ書には何が書いてあったのでしょうか。議論はおろか、資料配付せず、無視したと、そうやって書いてありますが、申入れ書。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様、お願いします。

○請願者 それは政倫審の委員長に聞いてください。私たちが議長、それから、事務局長、委員長と、3人同席していただいて、こういうことをお願いしますという申入れ書を出しました。ところが、議長も局長も何か席を離れることはできないのかいって、委員長はお

会いすることができました。委員長によくいろんなことをお願いをして、内容を全てお話ししました。委員長に聞いてください。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方にお聞きします。

請願書の下の方の要求事項、違法な決定を取り消し、再審査を行うとありますが、請願書の下の方の要求事項がありまして……。

（発言する者あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） こんどう委員、今、請願者の書類のことでしょうか。

○こんどうのぶお委員 いや、いいです。ちょっと変えます。

審査決定に関わった議員、事務局職員の責任とありますが、どのような責任なんでしょうか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 これは、さっき、後藤さんのものにもありましたけども、なかなか事務局は受け取ってくれなかったということだとか、あるいは渡したこの申入れ書、これをお持ちしたときも仕事で手が離せないとかどうのこうので、隣の部屋にいるのに少しも顔を出さないと。全く誠意を感じることができないですね。請願にしても、申入れにしても、なかなか受け取ってくれるような様子はなかった。これは当然、事務局の怠慢でしょう。そう思いませんか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員 請願者の方に、最後です。お聞きします。

今回の請願に至った市民としての思いをお聞かせください。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 私の思いですか。これは私がさっきも申し上げたんですけど、議員の皆さんは権力を持っているわけですよ。我々市民はそういうものがない。これ、基本条例なんかにも中にも書いてあるじゃないですか。開かれた議会になきゃいけないだとか、あるいは市民の声に耳を傾けなきゃいけないとか、そういうことが書いてあるでしょう、そういう精神が。私たちは何も権利がないんです。だから、権力のある皆さんがやっぱり肩を寄せ

合って市民の声を十分酌み取っていくのが当たり前だと思うんです。そういったものを全く感じてないんです。そういうことです。

もう一つ言うならば、私は自分が議員のときに、豊明、東郷、日進、長久手の若手の議員たちと勉強会をやっていました。月岡議員もよく御存じです。その仲間たちから、私は議員を辞めてからもまだ交流があるんです。今でもいろんな話をされるのは、豊明の議会、議員さんのレベルは低いね、低くなったねということはよく聞きます。本当に悔しかったです、私も。私は、やっぱりもっと皆さんが真剣に市民の抱えている問題だとかそういったものを考えてやってほしいんですよ。さっき僕が経済建設かな、委員会を見ておっても、議員さんがにこにこ笑ったり、手でいろんなサインを送ったりとか、そういう姿勢を見て愕然としましたよ、本当に。本当にレベルが下がったなというのを感じました。それに対する怒りです。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ただいま委員会外議員の発言の申出がございましたけども、発言を許可いたしますか。

（異議なしの声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） では、清水議員の発言を許可いたします。

○清水義昭議員 委員外議員です。発言の許可、ありがとうございます。

請願者の方に1つお伺いをさせていただきたいと思います。

この請願の中にですけど、ちょっと読み上げますけども、委員長が市民有志からの申入れ書について諮る部分というような記述があります。それから、もう一つ、市民有志からの申入れ書についての議論はおろか、その書面さえ配付せずということが書かれています。これ、政治倫理審査会は非公開で行われているので、この事実を御存じないと思っているんですけども、ここにこういうふうに記載されているというのは、どういうふうに知り得たんでしょうか。お願いします。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁できますか。

加藤様、どうぞ。

○請願者 私は皆さん方へ、議員さん、どう思っておられるか分かりませんが、賛成者、反対者、そういった方、当然分かりますけど、やっぱり理性ある議員も中に見えますよ。どこかから漏れますよ、そんなことは。

（誰が話したのの声あり）

○請願者 それはあんたたちが考えてください。私は議員の理性を信じます。

(発言する者あり)

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　じゃ、清水副議長、続きを、御発言をどうぞ。

○清水義昭議員　私が聞いているのはそういうことではなくて、どういうふうに知り得たのかという具体的なところをお伺い、どのようにその非公開の会議の内容を知り得たのかというのを伺っています。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　御答弁できますでしょうか。加藤様、御答弁できますか。

(はいの声あり)

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　じゃ、加藤様、どうぞ。

○請願者　その非公開で行われた内容をですか。議論の内容をどこから仕入れたということ。それは分かりません。そんな細かい内容まで分かりませんよ。ただ、結論だけは聞きました、結論だけはね。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　請願者の方にお尋ねします。

今、先ほど、委員外で清水議員から質問があったことと全然かけ離れた回答を答弁されているんですけども、今お聞きしているのはここの部分ですよ。審査のうち、委員長が市民有志からの申入れ書について諮る部分、また、この申入れ書についての議論はおろか、その書面さえ配付せず無視したこと、この事実というのは、これ、当然、非公開の後にやっているのではないかなと思うんですけども……。

(発言する者あり)

○鵜飼貞雄委員　何を言っているんですか。どうしてこういったことが行われたかというのを御存じなんですかということを聞いているんです。

(発言する者あり)

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　御答弁願えますか。加藤様、御答弁できますか。

○請願者　申入れ書というのは、委員長に別の部屋で話をした時のことですね。そういうことですか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　傍聴者の皆様、御静粛にお願いいたします。

どうぞ。加藤様、どうぞ。

○請願者　そのこと、この申入れ書というのは。今おっしゃられているの。委員長と個別に話したときですね。そのときにお持ちしたのが、そういう意味ですね、申入れ書というのは。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** この審査会で申入れ書をどう取り扱うかというのをやったのは非公開のときにやってるんですよ。どうして非公開のときにやってることを御存じなんですかね、こういったことがあったということ。

○**議会運営副委員長（鈴木智和議員）** 御答弁できますか。

加藤様。

○**請願者** ちょっと僕はよく意味が分からない。非公開のときに……。

（発言する者あり）

○**議会運営副委員長（鈴木智和議員）** 傍聴人に申し上げます。御静粛にお願いいたします。

加藤様、御答弁できますでしょうか。

○**請願者** ちょっと僕がよく理解できてないのかもしれませんが、我々、四、五名かな、この申入れ書をお持ちして、議長や事務局長が都合悪いということで委員長に別室で話をしました。そのときに委員長には全部事細かく全部我々の思ってることを言って、テープにも全部記録をしてもらいました。だから、そのときの内容は全て、さっきも申し上げたように、委員長に聞いてくださいよ。委員長はそのときにみんなにこの内容は報告しますよということと言われて解散したんです。

○**議会運営副委員長（鈴木智和議員）** 鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** すみません、この請願書自体は加藤利幸様が作られているんじゃないのかなと思うんですけども、これを作られているのにもかかわらず、先ほどの委員外の清水議員とか私の質問とかみ合っていない答弁をされてみえるので、ちょっとどういうことかなというふうに思っているんですが、もう一回簡単にお聞きします。非公開の会議で扱われた内容を御存じなのはどうしてなのでしょう。それだけです。それだけに教えてください。

○**議会運営副委員長（鈴木智和議員）** 御答弁願います。

加藤利幸様。

○**請願者** さっきも申し上げたように、幾ら非公開であっても理性ある人から声は漏れてきます。全てそういうものじゃないですか。

○**議会運営副委員長（鈴木智和議員）** 鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** 恐らく加藤様は聞かれたんですよ、誰かから。誰かから聞かないと書けないですよ。要は非公開での審議の中でこういったやり取りがあったということを経験から聞かないことには分からないですよ。ということは、つまり非公開というのはどういったやり取りがあったかというのが漏れること自体おかしいんですよ。議員にも守秘

義務がありますので、これ、問題なんですよ。なので、どこから知り得たのかを教えてくださいませんか、私、これ、納得できないんですけども。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 細かいやり取りのことは全然分かりません。ただ、やっぱり一番最初に出した請願を取り上げることはできないということの結果だけは聞いてます。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

○清水義昭議員 委員外です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 今、清水副議長から委員外発言の申出がありましたが、いいですか。

（異議なしの声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） お願いします。

○清水義昭議員 委員外です。副議長の立場でお伺いしております。

これ、非常に問題なんですよ。非公開の会議の中身が一般の市民の方に漏れるというのは非常に問題、議長はその審査会の中に入っていなかったのもので内容は御存じないので代わりに私が聞いてるんですけども、どなたからこれをお聞きになったんですか。それが非常に問題ですので、お願いします。

（それは言えませんが声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

加藤様。

○請願者 言えません。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 都合が悪いことは言えないということですか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁願えますか。

加藤様、どうぞ。

○請願者 仮にその方の名前を言ったら、その方を傷つける格好になるでしょう。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、加藤様、議員だったんですよ、以前。ですよ。秘密会の扱い、非公開の扱いだとか、議員の守秘義務であるとか、それが口外されたらどういった問題に発展するかというのは当然御存じですよ。それを知らないと言うんですか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員） 御答弁できますか。

加藤様。

○請願者　じゃ、その前にどうして秘密会にするんですか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　ちゃんと質問に答えてください。

（じゃ、その返事を下さいよの声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

加藤様。

○請願者　市民の方が、大変苦しんでいる市民の方がお見えになるのに、それをどう扱うかということを秘密会にするなんてことはおかしいじゃないですか。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　堂々巡りなんですけど、質問に答えてください。それを求めているだけです。それ以外のことは結構です。

（申し上げることはできませんの声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

紹介議員は委員席に移動願います。

では、討論のある方は挙手を願います。

こんどうのぶお委員。

○こんどうのぶお委員　請願第2号、いとうひろし議員の公職選挙法違反の疑いに関する政治倫理審査会の審査のやり直しを求める請願に賛成の立場で討論します。

さきの政治倫理審査会の運営やその結果について、このような請願が市民から提出されたことは極めて当然のことであり、我々議員は重く受け止めなければならないと思います。その理由は、請願にもあったように、関係者のプライバシー保護を拡大して審査に適用し、一般の情報公開において行われる部分公開、それは以前の審査会の中では行われていたと聞いておりますが、今回は全くされていないということです。請願者が主張されるように、プライバシー保護と憲法上同等の権利である傍聴市民の知る権利が全く考慮されなかったことは、この審査の致命的な欠陥であり、市民の目を覆って仲間をかばい出したとみなされても仕方がありません。政治倫理条例も含め、政治違反の審査会決定は取り消し、再審査すべきだと申し上げ、本会議においてさらに討論をいたします。

以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員　いとうひろし議員の公選法違反の疑いに関する政治倫理審査会審査のやり直しを求める請願につきまして、不採択の立場で討論をさせていただきます。

細かい内容につきましてはここで述べることはできませんが、その審査会につきまして適正に進められたというふうに判断しておりますので、こちらにつきまして不採択とさせていただきます。

以上です。

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、請願第2号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

いとうひろし委員長の入室をお願いいたします。

（委員長入室をなす）

○議会運営副委員長（鈴木智和議員）　これにて私の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

委員長席を委員長と交代いたします。

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（いとうひろし議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、誠に御苦労さまでありました。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後1時12分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会

委員長

副委員長